

国民健康保険と老人保健

10月1日から**変**わります

70歳以上の人

①高齢者の自己負担割合が変わります

70歳以上または老人保健対象者のうち、現役並みの所得がある一定所得者が医療機関に支払う自己負担が引き上げられます。

平成18年9月まで
2割

平成18年10月から
3割

②医療費の自己負担限度額が変わります

1カ月に医療機関に支払った医療費が高額になり、一定額(自己負担限度額)を超えた場合には、申請により高額療養費(老人保健の場合は高額医療費)が支給されます。

【所得の判定基準】

- 一定以上所得者 課税所得が145万円以上で収入383万円以上ある単身世帯。高齢者複数世帯では、収入520万円以上。(課税所得が145万円以上であっても収入額が基準を満たさない場合は申請により「一般」の区分になります)
- 一般 住民税課税所得世帯で「一定以上所得者」以外の人
- 低所得Ⅱ その属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税で「低所得Ⅰ」以外の人
- 低所得Ⅰ その属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税かつ所得が一定基準(単身世帯で年金収入が80万円以下)の人

平成18年9月までの自己負担限度額(月額)

	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)
一定以上所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。4回目以降は40,200円
一般	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

平成18年10月からの自己負担限度額(月額)

	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)
一定以上所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

次のような、所得区分が上がる人には、経過措置が適用される場合があります。

- 公的年金控除の見直しや、老年者控除の廃止などにより、新たに一定以上所得者になった人は、申請により「一般」の自己負担限度額が適用されます。
- 住民税非課税措置の廃止により、非課税世帯員のうち一部が課税者になった場合、同一世帯の非課税者は、申請により「低所得Ⅱ」の自己負担限度額と食事の標準負担金が適用されます。

③療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

これまで、療養病床に入院する70歳以上の方は、食材料費相当のみを負担していました。10月からは食費(食材料費・調理コスト相当)と居住費(光熱水費相当)を自己負担することになります。

なお、所得が低い人は負担が次のとおり軽減されます。

平成18年9月まで
食材料費相当を負担
24,000円

低所得Ⅱ	30,000円
低所得Ⅰ	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

平成18年10月から
食費 42,000円
居住費 10,000円

人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する患者やせき髄損傷(四肢まひが見られる状態)、難病などの患者については、現行どおり食材料費相当24,000円のみを負担となります。



医療保険制度の改正により、10月1日から国民健康保険と老人保健の医療費自己負担額などが変わります。今回の改正は、急速な少子高齢化の進展の中で、現在の皆保険制度を維持し、将来も持続可能なものとするために、医療費給付費の伸びと国民負担の均衡を確保するために行うものです。詳しくは、市生活福祉部市民健康課国保係(☎76-2111、内線1142)まで。

写真は8月2日、市総合運動公園で行われた第1回八幡平市老人スポーツ大会の徒競走

70歳未満の人

医療費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になり、一定額(自己負担限度額)を超えた場合には、申請により高額医療費が支給されます。今回の改正では次の表のとおり自己負担額が一部引き上げられます。

平成18年9月までの自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降 (※2)
上位所得者 (※1)	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

平成18年10月からの自己負担限度額(月額)

	3回目まで	4回目以降
上位所得者	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

(※1) 【上位所得者】…基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯

(※2) 【4回目以降】…過去12カ月に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額